

さまざまな行事で祝った「南部の春」



うららかな日差しに恵まれた4月15日(日)、府中・モランボン本店のHALLひまわりで「第2回ピピムランチコンサート」が行なわれました。

地域商工会による開催で、昨年に続き2回目となったコンサートは、Kim Il-sung 主席生誕100周年の日に行なわれたことで、とても意味深い催しとなりました。

参加者たちはピピムランチを食した後、ソヘグム演奏家のハ・ミョンスさんとユン・ヘギョンさんのライブ公演を観覧。ライブでは、独奏「トラジ」と「鳳仙花」、2重奏で「チョンダリ」と「リベルタンゴ」などが披露され、参加者たちはソヘグムの独特な響きと奏法、音色に惜しまない拍手を送り続けました。

最後の演目として披露された「アリラン」が終わると、会場からは大きな拍手とアンコールの音が、それに応えるように、「モランボン」が演奏されると、会場の雰囲気は最高潮に達しました。

公演成果を祝し、観覧者たちは出演者に花束を渡し、「(ソヘグムの)きれいで優雅な響きとハイレベルの技量に驚いた」、「美しい旋律が心に響いた」、「もっと多くの人に見せたい」などと、感想を残しました。

一方、天候は曇り、気温も低く、降水確率が高かったため、5月13日(日)に延期された「南部同胞バーベキュー」。

若葉のまぶしい5月の日曜日に、府中・郷土の森公園のバーベキュー場下を「占拠?!」し、大勢で七輪を囲んだ同胞たちは、4月に集中した「バッシング」を吹き飛ばすかのように、準備した30kgのカルビとホルモンを一斉に焼き、口いっぱいほおばりながら、互いの近況報告や地域の話で盛り上がりました。

青く澄んだ空が曇ってしまうほど、肉を焼く煙のぼり、ジュウジュウと言う小気味良い音と漂う香ばしい炭火焼肉の匂いに、周囲のお腹を鳴らせ、期待感を膨らませた「南部同胞バーベキュー」。

この日、ビール片手に話しの花を咲かせ、楽しいひとときを過ごした同胞たちからは、ウォーキングや登山、ボーリングやゴルフなどアウトドア行事、老若男女を問わず皆が楽しめる場を設けてほしいとの要望が。この間に催されたチョンチョンやニョメン、チョンサンフェや趣味・世代別グループの集まりでも、「取り巻く環境が厳しい今こそ、集まることが大切」、「元気になる催し、トンポ同士の親睦を深めるマダン(場)づくりを」という声が多く聞かれました。



さまざまな活動を通して、ウリハッキョ支援を



南部支部代表らが4月21日(土)、2012学年度分のトイレトペーパー約1,000ロールとプルタブ20kgを西東京朝鮮第一初級中学校に手渡しました。

女性同盟がおこなってきたこの取り組みを、南部支部管下の総連、商工会、青商会役員らが協同し、広がりを見せたもの。この日、支部管下学生(初1~中3)らが校門で出迎え、トイレトペーパー運びと一緒に手伝った後、記念写真を撮りました。

6.15共同宣言発表12周年 - 民族共同委が共同報道文発表 -

2000年6月15日は、「우리 민족끼리(ウリ民族同士)」の理念を基本として民族自主、祖国統一、民族和解、相互協力と交流、対話の5つに集約される6.15共同宣言が発表され、自主統一運動史の新たなページを開いた歴史的な日です。

その12周年記念行事が北と南、海外地域でそれぞれ行なわれるという内容の共同報道文を6月1日、6.15共同宣言実践北側、南側、海外側委員会(6.15民族共同委員会)が発表し、今年の6.15民族共同行事は分散開催されるが、北南共同宣言のもと、和解と平和、自主統一へ進もうとする全同胞の意志と気概を変わることなく誇示していくことを協調しました。

周知のように、6.15民族共同委員会は、2月上旬に中国の瀋陽で行われた北・南・海外実務接触で6.15共同宣言発表12周年に際して金剛山で民族共同の統一行事を開催することを協議しました。これは、宣言の履行を通じて現在の対決局面を早急に解消し、民族の和解と団結、平和と統一の道を開いていこうとする民間統一運動の努力であり、内外の大きな関心と支持を受けてきました。

しかし、南側当局は依然として6.15民族共同行事を受容することができないという立場を固執。対決局面の解消と6.15民族共同行事推進のために北・南・海外実務接触に参加した南側委員会代表団にあらゆる政治的弾圧を加えています。

共同報道文は、このような現況について言及し、6.15共同宣言は民族史の新時代を切り開いた共同の統一里程碑として必ず履行されなければならないと強調しました。

今年-2012年は7.4共同声明発表40周年、10.4宣言発表5周年をむかえる意義深い年。「ウリ民族同士」精神を再確認する活動を、ともにステップアップさせていきましょう!

女性同盟西東京《4月会》・初夏の1泊旅行



6月4~5日、女性同盟西東京《4月会》の1泊旅行がありました。

3年ぶりとなる4月会の旅行には、54名もの多くの女性たちが集まり、「白根山」や「群馬県立美術館」、「まいたけ栽培園」などを見てまわりました。

夕食時の宴会は歌とオクケチュムで大いに盛り上がり、日常の雑念からしばし離れ、心身ともにリフレッシュする、有意義な旅行となりました。*写真：白根山(標高2160m)山頂にて。

東京、神奈川、千葉、西東京、埼玉日校在学朝鮮人学生会 合同
サマースクール2012
SUMMER SCHOOL 2012
 日時: 8月8日~10日(2泊3日)
 ※8日(午後) 終日研修
 場所: 横浜市こども自然公園青少年野外活動センター
 参加費: 10,000円

サマースクール2012
 関東合同で開催決定!!
 2012年8月8日~10日
 横浜こども自然公園青少年センター
 参加費: 10,000円

問合せ先: 朝青南部支部(担当: ソン・イク Chol 090-5398-5929)

Q&A 新しい在留管理制度について

Q: 外国人登録証には通称名が記載されていますが、新制度ではどうなりますか? また、これまで健康保険証などは通称名でつくることができましたが今後はどうなりますか?

A: 新制度では、外国人登録証が廃止されます。それに代わり、特別永住者には「特別永住者証」が、その他の在留資格を持つ中長期滞在者には「在留カード」が交付されます。この2つのカードには、従来の通称名は記載されません。

新制度では、外国人は日本人と同様に市町村が管理する住民基本台帳に登録されることになり、そこには「通称名」を登録することができます。

新制度施行以降は、各種の公的な手続きに際しては、住民基本台帳にもとづいて交付される「住民票」を添付することになるので、それによって従来の通称名で手続きが可能で、健康保険も同様です。

Q&A ~新しい在留管理制度について~(2)

特別永住者にたいしては、「中長期在留者」(いわゆるニューカマー)とは異なる制度となります。

①外国人登録証明書が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

「中長期在留者」に交付される「在留カード」とは異なり、交付される場所は市町村役場です。「特別永住者証明書」に記載される内容は、顔写真と氏名・生年月日・性別および国籍の属する国や地域、住居地と証明書番号です。有効期間も外国人登録証明書と同様7年で、7年ごとに更新が必要で

②また、住所地等の変更の場合の届出義務やその罰則などについては、従来の外国人登録法とおおむね同じで内容もその規制もほぼ引き継ぐものとなっています。この制度の導入に際して改善されたのは、これまでの外国人登録証明書や「中長期在留者」に外国人に交付される「在留カード」とは異なり、「特別永住者証明書」には常時携帯義務が無いという点です。

しかし、警察や入管職員等に提示を求められたならば、それを見せなければならず、応じなければ1年以下の懲役あるいは二十万円以下の罰金という刑事罰の対象となり、この点は外国人登録法と同様であり、当事者としては改善なのかそうでないのか釈然としないところです。

③いま持っている外国人登録証明書は、新たな制度の導入後も一定期間は「特別永住者証明書」として見なされることになるので、すぐに換える必要はありません。例えば、現在の外国人登録証につき次回の確認申請期間が「2018年8月1日から30日以内」となっていれば、「2018年8月1日」までがその有効期限となります。

④再入国の有効期間が従来の4年から6年に伸長され、「みなし再入国許可制度」も導入されます。

在留カードを所持する中長期在留者は1年以内の再入国の場合ですが、「特別永住者証明書」を持つ在日同胞は、日本を出国後2年以内に再入国する場合は、これまでのように入管で再入国許可を受ける必要がなくなります。(ただし、このみなし再入国許可により出国した場合、2年以内に日本に再入国しなければ特別永住者の在留資格を喪失します。またこの期限は海外では延長できません。)

⑤この制度の大きな問題点は、「有効な旅券」を所持する特別永住者に限っているところです。「有効な旅券」とは、「日本国政府の承認した外国政府の発行した旅券…」を指しており、「特別永住者証明書」の国籍欄が「朝鮮」と表示されている在日同胞については「有効な旅券」を所持しない者となります。すなわち、「韓国籍」で韓国旅券を所持する特別永住者についてはこの制度の対象となるが、そうでない「朝鮮籍」同胞はこの「みなし再入国許可」は適用されないということです(*従来どおり、入管で再入国許可を受ける必要があります)。

これは、同じ歴史的背景を持つ在日同胞を分断する新たな制度的差別と言えます。かつて1965年の韓日条約締結時以降、「朝鮮籍」・「韓国籍」と同胞を分断し、「韓国籍」者を優遇してきた差別的取り扱いが、私たちの運動により「特別永住者」という在留資格の一本化で解消されたにもかかわらず、再び分断と差別を導入しようとする制度であることを忘れてはいけません。(了)

夏季学校、夏季児童教室

夏季学校

7月27日~8月8日(予定)



ハングルをみんなで楽しく学んで身につけよう!!



夏季児童教室(学童)

7月27日~8月8日(2週間)



自然観察や実験、見学や遠足などさまざまな企画を準備しています!

*詳細は、当該保護者あてにお知らせいたします。

女盟8.15光復節記念行事



7月29日(日)

AM11:00~PM2:00

南部支部1階ホール 1,000円(食事代)

<2012年6月~8月>の主な予定

6月20日(水)、7月18日(水)

8月22日(水)

「南部高齢同胞の日・トラジ会」

場所: 南部同胞生活相談総合センター

11:00~14:00

6月23日(土)

「西東京商工会セミナー」

『「税務調査」って拒否できないんですか!?!』

~国税通則法「改正」と納税者の対応~

場所: アミュール立川 第1会議室

13時30分~15時30分(受付13時)

資料代: 1,000円

6月24日(日)

「西東京第一・アボジ会一日労働」

場所: 西東京第一初中

9:00~13:00

6月24日(日)

「ウリ民族フォーラム in 宮城」

場所: 仙台市民会館

11:00~(10:30開場)

7月26日~8月7日(予定)

「東京朝高・夏期社会実習活動」

8月2~4日

「ヘバラギCUP・中央ミニバスケット大会」

場所: 東京朝鮮中高級学校 体育館

8月9~11日

「第34回在日本朝鮮初級学校サッカー大会」

場所: 堺市立サッカーナショナル

トレーニングセンター

女性同盟<第9回 中央オモニ大会>



2012年9月8日(土)

開会 11:00(受付 10:00~10:30)

閉会 16:00

場所: 東京朝鮮中高級学校

参加費: 2,000円

※問合せ: 女性同盟南部支部 042-486-8450

内装解体(ビル・店舗・スケルトン) 戸建解体 アスベスト除去
有限会社 泰斗
本社 東京都多摩市連光寺6-7-10 桜ヶ丘 東京都多摩市関戸4-15-15
TEL 042-374-7230 営業所 TEL 042-338-8125
FAX 042-376-7658 FAX 042-373-9398
e-mail: dbbxh264@ybb.ne.jp e-mail: kanemoto.heishitirou@peach.plala.or.jp

有限会社 朝日
代表取締役 李 丙 順
東京都調布市多摩川2丁目11番地5
042-482-0432

鋼鉄商 金山商店
金正 徳
調布市多摩川3-3-1
042(482)3091

有限会社 徳山企業
許可番号 第13-10-078936号
〒182-0025 東京都調布市多摩川11-27-4
TEL. 042-490-3121 FAX. 042-490-3122
ご家庭の粗大ゴミから産業廃棄物までゴミの事なら何でもご相談下さい。
※お持込みも大歓迎です。

有限会社 スリーポイント
レンタルビデオ ビデオワールド
ダイニングカラオケ うまいもん屋
ゲームソフト買取・販売 カルメッククラブ
古書・CD買取・販売 ブックスタジアム
〒182-0025 東京都調布市多摩川5-1-4
TEL 042-487-6992 FAX 042-489-3377

有限会社 ジュピロ
〒102-0085 東京都千代田区六番町7番町グロリアビル4階
TEL: 03-5210-5161 FAX: 03-5210-5152